

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 新明和工業株式会社

法人番号 : 7140001082323

業者の住所 : 兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1

2 指名停止の期間 : 令和 7 年 7 月 18 日～令和 7 年 9 月 17 日 (2 か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

新明和工業株式会社は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 24 日、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 15 年 10 月機構規程第 83 号) 別表第 2 第 5 号 (下記参照) に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 ～ 4 省略	省略
(独占禁止法違反行為)	
5 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から発生地区を対象として 2 か月以上 9 か月以内
6 ～ 16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041 (直通)